

令和7年度 課外活動規定

いちき串木野市立市来中学校

1 基本的な考え方

課外活動は、体育的・文化的活動を愛好する生徒が集まり、生徒・保護者の希望、顧問教師の理解と協力によって放課後あるいは週休日、祝日、休業中の学校が定める時間内に学校教育活動の一環として行われるものである。そのため、課外活動は、単に対外試合等のための活動のみでなく、人間形成の場やより多くの生徒に教育的経験を与える場という認識の下で活動を行う。また、活動するための施設、備品については公費または体育・文化後援会費等の補助によるが、個々の消耗品等については個人負担とする。

2 目 標

- (1) 集団生活を通して、教師と生徒、生徒相互の人間的な接触を深め、集団の目標と個人の目標との適合のさせ方を知る能力や、集団の中で個人の役割が果たせるようになる能力を養う。
- (2) 規則正しい活動を通じて、所属感、連帯感の育成、さらに根気強さを身につけ、不撓不屈の精神を養う。
- (3) 規則を遵守する習慣を養うことによって、公民としてのマナーや道徳性を身につける。

3 構成及び設置する部

- (1) 次の構成条件を満たした場合、部活動を設置する。

市来中に在籍する生徒で団体戦に出場可能な部員数（県総体要項に準ずる）が確保でき、部活動顧問として市来中学校に勤務する職員がおり、学校としての指導体制が十分と認められる。

- (2) 部長選出、保護者の責任者は各部において決定し、保護者会（育成会）を設ける。

- (3) 部の開設、休部、廃部について

- ① 新しい部の開設は、現存する部活動が廃部になった場合のみ検討し、規定人数（県総体要項に準ずる団体戦に参加できる人数）に達し、今後も継続して部員の確保が見込まれる場合、生徒・保護者の要望及び学校の施設や現状、顧問教諭の有無を勘案して、職員会議で審議し、設置についての決定を行う。
- ② 下記の人数に達しなくなり、2年経過した場合（基準日は6月の地区総体の時期とする）は年度末に職員会議で審議し、休部または廃部の決定を行う。（ただし、次年度に新入部員が入り、規定人数に達すると予想される場合は配慮を行う。）
- ③ 下記の人数にかかわらず、部員数が0になった場合、年度末に審議し、廃部も視野に入れ検討していく。

部 名	規定人数	顧 問 名	部 名	規定人数	顧 問 名
野 球	9	榎並 町中 屋田	弓 道	男3女3	榎園 木村 森
女 子 バ レ ー	6	伊堂寺 中園 堂園	吹 奏 楽	1	中馬 村山 田中
バドミントン	5	恒成 西園 高橋	外部参加・楽走クラブ		竹下 楠生 小松 濱田・瀬戸山

4 指導と管理運営規則

- (1) 部活動は顧問教師の指導の下になされることを原則とする。但し、顧問不在の場合には、必ず代理責任者（本校職員）を依頼し管理に万全を期すこと。生徒だけの練習は禁止する。
- (2) 技術面で外部コーチを依頼する必要がある時は、学校長と顧問会の承認を得てから依頼する。
- (3) 部活動計画を作成し、学校長に提出し、授業日は放課後を練習時間に充てる。
- (4) 週休日の部活動については、部活動地域移行も踏まえて、地域指導者とも連携を取り、練習計画を作成する。
- (5) 入部者は課外活動入部申込書により、保護者・学級担任・顧問の承諾の上、認められる。
 - ① 入部手続きは年度ごとに更新する。
 - ② 途中入部については、本人の希望を考慮し、本人・保護者・顧問・学級担任と話し合いの上、必要と認められた場合とする。
 - ③ 転部については原則認めない。（事情によっては顧問会で検討し、承認を得る。）
 - ④ 退部については退部届により、保護者・学級担任・顧問の承諾の上、認められる。
- (6) 原則として週に2回以上は休養日を設ける。（平日1回、土日のどちらか1日）

- ① 大会や練習試合等で週休日に休めない時は、平日に2回以上は休養日を設定する。
- ② 地域行事等が把握できている場合は、地域行事への参加を優先させる。
- (7) 長期休業中の部活動は、部活動予定表に基づいて実施し、準備から片付けまで3時間程度を目安とする。
- (8) 生徒の下校時刻に特に留意し、練習時間を厳守して定刻以前の下校の徹底をはかる。

☆ 練習時間は学活終了時刻より開始し、終了時刻は次のとおりとする。

期 間	終了時刻	下校完了時刻	期 間	終了時刻	下校完了時刻
3月～新人戦	18:00	18:15	新人戦後～2月	17:15	17:30

※ 但し、休日の練習は午後5時までとする。

- (9) 遠征等の場合は必ず事前に保護者の承諾を得る。
- (10) 施設の管理、用具の保管、整理に留意する。
- (11) 定期テスト前7日間とテスト日、部活動は中止するものとする。(ただし、大会前等で保護者の了承が得られた場合は、学校長の許可を得てから職員へ周知し、練習を行うことができる。)
- (12) 特別事項として、公式試合(中体連・県協会主催の大会)に限り、顧問の申し出により、保護者の了承を得て、大会1週間前から、部活動時間の最大1時間延長を行うことができる。その他の大会においては、最大30分延長を行うことができる。
- (13) 3年生は、原則として夏の中体連大会までを活動期間とする。一部は2学期の大会終了までとする。

5 課外活動の部員規則

- (1) 部員は次に定める規則を守らなければならない。
- ① 常にスポーツ・文化愛好者としての誇りを持って行動する。
- ② 学校の規則、生徒の心得を絶対に遵守する。
- ③ 常に向上心を持って、学業と練習に最善を尽くす。
- ④ 各種の事由により練習に参加できない時は、必ず本人が顧問に届ける。
- ⑤ 自己に厳しく、他人には寛容の態度を持つように心掛ける。
- ⑥ 忍耐、節度、努力、敢闘の精神を忘れない。
- (2) 次のような場合には、教育的配慮のうえ、退部を勧めることがある。
- ① 無届けで練習をしなかった者 ② 学業不振の著しい者
- ③ 練習態度が不真面目な者 ④ 学校・部の規則を破り、学校・部の名誉を傷つけた者

※ 部活動におけるペナルティーは、ボランティア活動かトレーニングを選択してさせるが、生徒のためになり、顧問が把握できる活動であることが原則となる。法律や校則に違反する場合は、臨時顧問会を開き、今後の対応について検討する。

※ 顧問会は、年度始めと定期的実施し、必要により臨時に開催する。

6 課外活動の実施手順

期日	内容	備考
4/4	令和6年度 第1回顧問会	
4/8	部活紹介・生徒会入会式 (入部申し込み配布)	・入部届：本人→担任→本人→顧問 ・入部申し込み締め切り 2・3年：4/18(金) 1年：4/22(火)
4/14	部活巡り	雨天実施
4/25	1年生部活動開始	
4/25	部活動入部式(16:00～)	・新入部員が参加
5/1	PTA総会(保護者会)	

※ 特別規定

部活動に無く、中学総体にある競技を継続的に練習しており、中学総体に参加希望する生徒は別紙要項に基づき、職員会議で検討した上で出場の可否を決定する。(可能な限り参加させる方向で検討する)

令和4年3月の職員会議にて改正